

**Invited Article**

## 米国での DNR(Do Not Resuscitate) タトゥーの事例から考える、DNR タトゥーの有効性と日本での問題点

千葉滋 (東京大学医学部)

### Abstract:

DNR(Do Not Resuscitate)タトゥーとは、終末期医療において心肺停止になった時に心肺蘇生法を行わないでほしいという意味を表すタトゥーである。米国において DNR タトゥーを胸に入れた患者が意識を失った状態で搬送され、他に本人の事前指示の意思が確認できるものがない状況で医師らがタトゥーで示された意思を尊重するか判断に迷ったケースが報告された。日本においても DNR という概念が医療者に広まっている中で、DNR タトゥーの有効性と日本で起こりうる問題点について考察した。

DNR (Do Not Resuscitate) tattoos show that the tattoo bearers do not want to be resuscitated when they suffer a cardiopulmonary arrest in the terminal stage of illness. In the U.S., there is a case reported in which an unconscious patient with a DNR tattoo on his chest was taken to a hospital, but the doctors found themselves in a dilemma whether to honor the tattoo as they could not find any other advance directives. The concept of DNR is widely spreading among health care workers in Japan. I will discuss the validity of DNR tattoos and the potential problems they pose in Japan.

### 1. 緒言

タトゥー、あるいは刺青を体の表面に入れている人は、日本では数%である一方、米国では国民全体で14%、26歳から40歳の世代では40%とされており、タトゥーが広く浸透していることが窺われる<sup>1)2)</sup>。ファッションとしての使用のみならず、身体上の非常時に救護者に医療情報を伝えるためにタトゥーが使われることもあり、例えば1型糖尿病患者が糖尿病性ケトアシドーシス状態で意識を失ってしまった時に備えて、腕に自身が1型糖尿病であることを知らせるタトゥーを入れる場合がある<sup>3)</sup>。このようなタトゥーはメディカル・アラート・タトゥーと呼ばれるが、その中の1つの種類

として認知されているのが「DNR(Do Not Resuscitate)」タトゥーである。「Do Not Resuscitate」は、「蘇生措置拒否」を意味するので、そのタトゥーは終末期医療において心肺停止になった時に心肺蘇生法を行わないでほしいという意味を表す。日本でも、「DNR」という概念は終末期医療において広まっており、医師を含めた医療チームと相談の上、あらかじめ事前指示書を作成するなどして回復が期待できない場合の蘇生措置拒否等の意思表示をしていた疾病の末期の患者に対して使われる<sup>4)</sup>。DNRタトゥーは、そのまま「Do Not Resuscitate」と彫られているものもあれば、「D.N.R.」と略されているもの、さながら書類の文面のよう

になっていて本人の署名まで入っているものもあり、その形や大きさは人により様々である<sup>5)</sup>。

このようにDNRタトゥーが米国で見られる一つの理由として、タトゥーがなくては救護者に確実に「蘇生措置拒否」の意思が伝わらないのではないかという恐れを患者が抱いていることが指摘される。確かに、米国では1991年に「患者自己決定法」が制定され、自ら意思決定できない状態に陥った時に、どのような治療を受けたいかを明確にする「事前指示書」を作成してあるか、あるいは今後作成する意思があるかを全ての入院患者に確認することが病院に義務付けられている<sup>6)</sup>。しかし、そのようなプロセスを経ても、病棟医は蘇生措置拒否の意思を持つ入院患者のうち46%しかその意思を把握できていないという調査結果があり<sup>7)</sup>、心肺停止時に蘇生を試みたものの、後になってから本人による蘇生不要の意思が確認できる書類が見つかった、というケースが絶えない。院内で発生した心肺停止後の生存退院率が10%台にとどまる状況においては<sup>8)</sup>、心肺停止状態になった際は、胸など救護時に確実に目に留まる場所にDNRタトゥーを入れておくことで救護者に蘇生不要の意思を伝え、静かに最期の時を迎えたいという気持ちを抱くのは理解に難くない。DNRタトゥーは、紙の書類やブレスレットとは違い、どんな時でも文字通り身につけられるものだからだ。

## 2. 米国でのDNRタトゥーの事例

しかし、このようなDNRタトゥーは、蘇生すべきかどうか救護者をかえって悩ませてしまうというジレンマを生みかねない。フロリダ州マイアミのジャクソン記念病院に救急搬送されたある70歳男性の患者は、胸に「**DO NOT RESUSCITATE**」というタトゥーが彫られていた。意識を失った状

態で見つかったその患者は血中アルコール濃度が上昇しており、搬送後に低血圧と代謝性アシドーシスを発症し、あらゆる治療をしても患者の意識レベルを回復させるには至らなかった。患者は身元が確認できるものを携帯しておらず、家族との連絡も取れない状況だった。タトゥー以外の、蘇生措置拒否の確認が取れるものも持ち合わせていなかったため、医師らは当初、「不確実な状況に直面した場合には、取り返しのない措置は選ばない」という原則に従い、心停止に至った場合でもタトゥーの蘇生措置拒否のメッセージは尊重しないでいようとしたが、タトゥーには「NOT」に下線が引いてあり、署名までついているなど、患者の強い意志が表明されている可能性があると考え、判断に迷ってしまった。結局、医師らは倫理問題の専門家に相談し、専門家は医師らに「タトゥーが真の意思を示していると推論するのが最も合理的」だと述べ、刺青を尊重するよう助言した。医師らがこのアドバイスに従った結果、患者はその夜に死亡した。この患者の場合、ソーシャルワーカーがフロリダ州の保健当局が発行した蘇生措置拒否指示を入手し、その内容が刺青と一致していたので、問題とならなかったが<sup>9)</sup>、医師らがこのような状況を前に非常に頭を悩ませたことが推察できる。

この米国の事例での対応の仕方は正しかったのだろうか。また、もし日本で全く同じ状況が生じたならば、この事例と同じように蘇生措置拒否の意思を汲み取って医療者が行動し、DNRの指示を出すことは適切であるのだろうか。冒頭で述べた通り、日本では刺青・タトゥーを入れている人の割合は米国に比べて少ない。これは、日本では1720年から、刑罰の付加刑として額や腕などに刺青を入れる<sup>げいげい</sup>黥刑が導入されたこと、さらに欧米から見

た日本の未開部分として刺青を明治政府が問題視し、明治5年(1872年)、彫り師と客の双方を法的に規制したことにより、いまだに現代でも刺青やタトゥーに対して外国に比べると社会的に寛容ではない部分があるからだ<sup>10)</sup>。また、米国では法令により定められた事前指示書が存在する州もあり、本人の意思を表すため架空の物語を使った事前指示書が登場するほど発展している一方、日本では法的に有効と認められた事前指示の文書は存在しないこともあり、米国に比べて事前指示を書く人の割合は少ない<sup>11)</sup>。そのような状況の中で、あえて DNR タトゥーを入れてまで心肺措置拒否の意思を伝えようとしているのだから、一層その意思を尊重すべきである、という見方もあるかもしれない。

### 3. DNRタトゥーの有効性

しかし、DNR タトゥーのみから、実際に心肺蘇生措置を行わないという判断を下すには、幾つか問題点がある。まず、DNR タトゥーを入れていても、本人の真の意思を表していない場合があり得る。例えば米国では、蘇生希望があるのに、胸に「D.N.R.」の刺青をしていた患者が報告されている<sup>12)</sup>。この59歳男性の患者によると、刺青は若いころ病院の補助スタッフと賭けをして負けたために彫らされたもので、医師は患者に対する救命処置の実施について将来起こりうる混乱を避けるため刺青を除去する手術を考えるよう提案したが、患者は、この刺青をまじめに受け取る者はいないだろうと述べて刺青除去を拒否したという。このように、タトゥーにファッションの要素が強い米国では、本心を反映していないDNA タトゥーを、その意味を理解しないまま、あるいは理解しているのに入れていることがあり得る。州の法令で定

められ、基本的に医療者の立会いのもと作成する事前指示書と異なり、デザインを彫り師に告げれば入れられてしまうタトゥーからは、患者の真の意思を判断しにくい。

また、蘇生措置拒否の意思を確かに一時は示しているDNRタトゥーを入れたとしても、心肺停止時にはその意思が変わっている場合もあり得る。自ら判断を下せなくなった場合の医療について意思を変える患者は一定数いるとされており<sup>13)</sup>、本来はその意思を証明するものも簡単に変更ができるものであるべきだが、皮膚に傷をつけて着色をするタトゥーは簡単には消せない。タトゥーひとつを消すのにかかる料金は平均1500ドル程度であり<sup>14)</sup>、書類やネックレス・ブレスレットのように簡単に書き換えたり外したりすることはできない。米国で各州が法令で定める医療判断代理委任状やリビング・ウィルといった指示書に比べれば、DNRタトゥーは記入するハードルが高ければ消すハードルも高いものであり、そこに問題は生じかねない。タトゥーを入れるという、ある意味あとには引けない行為によって、自らの蘇生措置拒否の意思を一層固くする人もいるだろうが、刺青を入れた時には意思があったとしても、のちに心変わりをして、自らの意思を反映しない刺青だけが残ってしまっている患者も実際に報告されている。ある75歳の患者は、妻に先立たれ、自身の心臓病も改善しなかったため、胸に DNR タトゥーを入れたが、後に治療に成功し、新しいパートナーを見つけたのをきっかけに、蘇生措置拒否の意思を捨てたという<sup>15)</sup>。胸のDNRタトゥーはもはや不要になってしまったわけである。

このような過去の報告が米国内である中で、ジャクソン記念病院の医師らが前述の患者のDNRタトゥーのみから蘇生拒否意思を尊重するかどうか

について判断に迷ったのは想像に難くない。医師らから相談を受けた倫理の専門家は、上に述べたような不確実な点はあるものの、DNR タトゥーの状態から、本人の現時点での意思を強く反映しているものと考えるのが合理的だと判断を下したのだろう。結果的にこの判断は大事には至らなかったが、米国でどの患者でも同じように DNR タトゥーを有効と考えてよいという保証にはならず、患者の病状や、タトゥーの状態や内容などから総合的な判断が必要になる。

#### 4. 日本における「DNR」指示

さらに、タトゥーから蘇生措置不要の意思を尊重することになった場合、日本において生じうる特有の問題点として、DNR という概念は認知されているにも関わらず、その語に対する解釈や運用が医療者全員、全施設に等しく共有されていないという状況も指摘される。DNR という言葉は米国で生まれたが、米国では1970年代から様々な裁判を経て1991年に「患者自己決定法」が立法化、それを受けて同年に「DNR指示の適正使用のためのガイドライン」が発表されており、そこで記されている「心肺蘇生以外の治療方針に影響を与えてはならない」などの DNR に対する基本概念は現在まで数十年かけて医師や看護師をはじめとした医療者の間で共有されてきたものだ<sup>4)</sup>。一方で日本においては、DNR については1990年代から日本蘇生学会、日本救急医学会、日本救命医療研究会の学会会議で議論されるようになったが、米国のように終末期医療に関する法律は制定されておらず、厚生労働省から2007年5月に発表された「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」をもとに日本医師会や各医学会が独自に終末期医療に関するガイドラインを制定してきたという状況であ

る<sup>16)</sup>。米国に比べれば DNR に対する考え方がまだ統一されていないわけだ。日本集中治療学会が2016年10月に評議員86名・医師会員595名に実施したアンケートでは、DNR マニュアルのある病院は全体の半数以下にとどまり、さらに、DNR マニュアルがある病院においても約80%において、DNR の指示のもとでは抗菌薬の投与や強心薬の投与などの心肺蘇生以外の治療にも制限がかかっている施設があることが分かった<sup>17)</sup>。また、2016年に行われた別の研究では、進行癌、進行認知症、非末期心不全の3つのいずれのケースにおいても、DNR 指示の出された患者はDNR指示のない患者よりも高侵襲の治療は避けられる傾向が有意に高かった<sup>18)</sup>。その後、日本集中治療学会は2016年12月にDNRあるいはDNAR (Do Not Attempt Resuscitation) 指示は心停止時のみで有効であり、それ以外の場合は通常の医療・看護行為の不開始、差し控え、中止を自動的に行ってはいけいないとする勧告を出したが<sup>19)</sup>、全ての施設、医療者の間で DNR の具体的な内容が統一して認識されるにはまだ時間がかかるだろう。仮に日本で患者が DNR タトゥーのみからその意思を尊重すべきだと判断され、医療の現場で DNR の指示が出された場合、患者が本来想定していた状況以外の場面において、受ける治療が施設や医療者により変わってくる恐れがあり、これは望ましいことではない。

#### 5. おわりに

米国で報告されているような DNR タトゥーを入れた患者が日本の医療機関を受診する可能性は否定できないが、日本においてそのような患者の心肺停止時に DNR タトゥーのみから判断して医療者が DNR 指示を出すのは、タトゥーが患者の真の意思を反映できていないかもしれないという

点、そして患者が施設や医療者によっては心肺蘇生措置以外の治療において最善の治療を受けられないことがあり得るという点で、生命倫理の4原則のうち自律尊重原則、公正・正義原則に反する可能性があり、現時点では積極的に認められることではないと考える。また、米国に比べ DNR の指示内容が医療者に等しく共有されていない中で、日本におけるDNR指示の具体的内容の統一が待たれる。

### 参考文献

- 1) 関東弁護士会連合会.イレズミに対するアンケート調査 : 2014
- 2) Pew Research Center. Official U.S. Tattoo Statistics : 2013
- 3) N Kluger, et al. A new purpose for tattoos: medical alert tattoos. *Presse Med.* 2013 Feb;42(2):134-7.
- 4) 箕岡真子『蘇生不要指示のゆくえ 医療者のためのDNAR 倫理』 : 2014
- 5) Tom Tomlinson, PhD(2018年1月9日)「Three Cheers for the DNR Tattoo」MSU Bioethics. URL: <https://msubioethics.com/2018/01/09/three-cheers-for-the-dnr-tattoo/> (参照日 : 2018年2月28日)
- 6) 大蔵省印刷局『米国連邦「患者の自己決定権法」』民主化の法理 医療の場合67 時の法令 1622号 62-66頁 2000年7月30日
- 7) Smith AK, Fisher J, Schonberg MA, et al. Am I doing the right thing? Provider perspectives on improving palliative care in the emergency department. *Ann Emerg Med.* 2009;54(1):86-93.
- 8) 鈴木昌「院内心停止に関する最新の知見から」専門医部会日内会誌 101 : 2078~2084 : 2012
- 9) Gregory E.Holt,et al.An unconscious patient with a DNR Tattoo. *N Engl J Med* 2017; 377:2192-2193.
- 10) 山本芳美『イレズミと日本人』平凡社 : 2016
- 11) 赤林朗ほか「アドバンス・ディレクティブ(事前指示)の日本社会における適用可能性 : 一般健常人に対するアンケート調査からの考察」第8回日本生命倫理学会年次大会シンポジウム「尊厳死とDNR(DO NOT RESUSCITATE)」
- 12) Cooper L, Aronowitz P. DNR tattoos: a cautionary tale. *J Gen Intern Med* 2012;27:1383.
- 13) Rosenfeld KE, Wenger NS, Phillips RS, et al. Factors associated with change in resuscitation preference of seriously ill patients. The SUPPORT Investigators. Study to Understand Prognoses and Preferences for Outcomes and Risks of Treatments. *Arch Intern Med.* 1996;156(14):1558-1564.
- 14) Alexander K. Smith, et al. The Problem with actually Tattooing DNR across Your Chest. *J Gen Intern Med.*2012 Oct; 27(10): 1238-1239.
- 15) Behan MW, Veasey R, Higson M, Sulke AN. Second thoughts. *BMJ* 2005;331:1552.
- 16) 日本医師会「終末期医療に関するガイドライン」 : 2008
- 17) 日本集中治療医学会倫理委員会「日本集中治療医学会評議員施設および会員医師の蘇生不要指示に関する現状・意識調査」*日集中医誌* 2017;24:227-43.
- 18) Eiji Hiraoka, ea al. What is the true definition of a “Do-Not-Resuscitate” order? A Japanese perspective. *Int J Gen Med.* 2016; 9: 213-220.
- 19) 日本集中治療医学会「Do not Attempt Resuscitation(DNAR)指示のあり方についての勧告」 : 2016